

## 貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>1,961</b>	<b>流動負債</b>	<b>769</b>
現金及び預金	527	買掛金	276
売掛金及び契約資産	446	未払金	47
貯蔵品	144	未払法人税等	189
製品	0	未払消費税等	96
前渡金	12	未払費用	103
関係会社短期貸付金	564	預り金	4
預け金	250	賞与引当金	43
その他	15	役員賞与引当金	7
		その他	0
<b>固定資産</b>	<b>1,002</b>	<b>負債合計</b>	<b>769</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>445</b>	<b>純資産の部</b>	
建物及び建物附属設備	197	<b>株主資本</b>	<b>2,194</b>
アミューズメント施設機器	216	資本金	100
工具器具備品	21	資本剰余金	1,248
建設仮勘定	10	資本準備金	700
<b>無形固定資産</b>	<b>2</b>	その他資本剰余金	548
ソフトウェア	0	<b>利益剰余金</b>	<b>846</b>
電話加入権	2	利益準備金	1
<b>投資その他の資産</b>	<b>554</b>	その他利益剰余金	844
敷金保証金	349	繰越利益剰余金	844
前払年金費用	182		
繰延税金資産	17	<b>純資産合計</b>	<b>2,194</b>
その他	5	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,964</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,964</b>		

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価の切下げの方法)によっております。

- |       |       |
|-------|-------|
| ① 商品  | 移動平均法 |
| ② 仕掛品 | 個別法   |
| ③ 貯蔵品 | 個別法   |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については旧定額法

平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については定率法

ただし、建物及び一部の固定資産については定額法

##### ② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年)に基づく定額法

##### ③ 長期前払費用

均等償却

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、次期支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

#### (4) 収益の計上基準

当社は顧客との契約について、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

アミューズメント事業においては、主にスロット・パチンコの液晶ソフト受託開発、アミューズメント施設の運営を行っております。

##### ①液晶ソフト受託開発について

スロット・パチンコの液晶ソフト受託開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間末の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い受託開発については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識会計基準適用指針」という。)第95項に定める代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### ②アミューズメント施設運営について

アミューズメント施設の運営については、ユーザーがアミューズメント機器をプレイした時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。

当期純利益金額 529百万円